

平成21年相模原市議会12月定例会付議事件一覧

付議事件

(1)議案	63件
条例	44件
契約	1件
不動産の処分	1件
行政境界	2件
町区域	1件
住居表示	1件
専決処分の承認	1件
指定管理者の指定	3件
事務協議会協議	2件
発売限度額	1件
事務委託協議	2件
補正予算	4件
(2)報告	2件
合計	65件

(付議予定案件 条例 2件・人事 6件)

平成21年11月17日招集

議案番号	件名(担当)	主 な 内 容									
106	相模原市区の設置等に関する条例について (企画財政局企画部)	政令指定都市への移行に伴い、区の設置並びに区の事務所及びその出張所の設置について所要の定めをするもの (H22.4.1施行)									
107	相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例について (企画財政局企画部)	相模原市区の設置等に関する条例(平成21年相模原市条例第 号)の制定に伴い、関係条例の整理をするもの (H22.4.1施行。ただし、相模原市立障害者地域活動支援センター条例(平成21年相模原市条例第7号)、相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例(平成21年相模原市条例第12号)及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例の一部を改正する条例(平成21年相模原市条例第31号)の一部を改正する規定は、公布日施行)									
108	相模原市土地利用審査会条例について (企画財政局企画部)	政令指定都市への移行に伴い、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第1項の規定に基づき設置する相模原市土地利用審査会の組織及び運営について所要の定めをするもの (H22.4.1施行)									
109	相模原市統計調査条例を廃止する条例について (企画財政局企画部)	政令指定都市への移行により市が実施する統計調査が統計法(平成19年法律第53号)に基づく調査となること等に伴い、相模原市統計調査条例(昭和28年相模原市条例第1号)を廃止するもの (H22.4.1施行)									
110	相模原市手数料条例の一部を改正する条例について (企画財政局財務部)	<p>狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく事務並びに政令指定都市への移行に伴う動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく事務及び道路法(昭和27年法律第180号)に基づく事務の手数料の規定の追加並びに動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する犬又はねこの引取りに係る手数料の金額の改定をするもの (H22.4.1施行)</p> <p>1 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく事務の手数料の規定の追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>抑留した犬の飼養管理</td> <td>1頭につき 1日</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>抑留した犬の返還</td> <td>1頭</td> <td>1,220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 政令指定都市への移行に伴う動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく事務の手数料の規定の追加</p>	手数料を徴収する事務	単位	金額	抑留した犬の飼養管理	1頭につき 1日	800円	抑留した犬の返還	1頭	1,220円
手数料を徴収する事務	単位	金額									
抑留した犬の飼養管理	1頭につき 1日	800円									
抑留した犬の返還	1頭	1,220円									

手数料を徴収する事務	単位	金額
動物取扱業の登録の申請に対する審査	1種別	15,000円
動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	1種別	7,500円
動物取扱業の登録に係る事項の変更の届出に対する審査	1件	7,500円
動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修	1名につき 1回	1,000円
特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1種類	33,320円
特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする場合の申請に対する審査	1種類	16,660円
特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	1件	16,660円

3 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する犬又はねこの引取りに係る手数料の金額の改定

区分		単位	現行	改正後
犬又はねこの引取り	生後91日以上 の犬又はねこ	1頭又は1匹	1,000円	2,000円
	生後91日未満 の犬又はねこ	1頭又は1匹	200円	400円

4 政令指定都市への移行に伴う道路法(昭和27年法律第180号)に基づく事務の手数料の規定の追加

手数料を徴収する事務	単位	金額
構造又は積載する貨物が特殊な車両の通行許可の申請に対する審査	1車両につき 1通行経路ごと	200円

111

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
(企画財政局税務部)

政令指定都市への移行に伴い、法人の市民税及び個人の市民税について、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により区を単位として課税することに伴う規定の改正をするもの
(H22.4.1施行)

1 1 2	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について (総務局)	政令指定都市への移行に伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2第2項に規定する議会の議決に付すべき土地の買入れ又は売払いに係る面積の下限の規定の改正をするもの (H22. 4. 1 施行)
1 1 3	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について (総務局)	区制の施行に伴う相模原市緑区区民会議、相模原市中央区区民会議及び相模原市南区区民会議の設置並びに政令指定都市への移行により大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の事務を行うことに伴う相模原市大規模小売店舗立地審議会を設置するための附属機関の名称、設置目的、委員の数及び委員の任期の規定の追加その他所要の改正をするもの (H22. 4. 1 施行。ただし、目的規定の改正規定は、公布日施行)
1 1 4	相模原市人事委員会設置条例について (総務局)	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づき、相模原市人事委員会の設置について所要の定めをするもの (H22. 1. 14 施行)
1 1 5	相模原市人事委員会の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例について (総務局)	相模原市人事委員会の設置に伴い、関係条例の整理等をするもの (H22. 1. 14 施行)
1 1 6	相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について (総務局)	相模原市人事委員会の設置に伴う規定の改正、個人情報を収集する際の取扱目的の明示に関する規定及び市職員等の保有個人情報を開示請求の対象とするための規定の改正その他所要の改正をするもの (H22. 4. 1 施行。ただし、人事委員会の設置に伴う改正規定はH22. 1. 14 施行)
1 1 7	相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について (総務局)	相模原市人事委員会の設置に伴う同委員会の事務局の職員の定数に係る規定の追加及び簡素で効果的な行政運営を推進するための職員の定数の改正をするもの (相模原市人事委員会の設置に伴う同委員会の事務局の職員の定数に係る規定の追加はH22. 1. 14、簡素で効果的な行政運営を推進するための職員の定数の改正はH22. 4. 1 施行) 1 相模原市人事委員会の設置に伴う同委員会の事務局の職員の定数に係る規定の追加

部 局 別	定 数		
	現 行	増減数	改正後
議会の事務局の職員	人 22	人 0	人 22
市長の事務部局の職員	3,309	△10	3,299
選挙管理委員会の事務局の職員	13	0	13
監査委員の事務局の職員	15	0	15
消 防 職 員	716	0	716
人事委員会の事務局の職員	—	10	10
農業委員会の事務局の職員	14	0	14
教育委員会の事務局及び 学校その他の教育機関の職員	551	0	551
合 計	4,640	0	4,640

2 簡素で効果的な行政運営を推進するための職員の定数の改正

部 局 別	定 数		
	現 行	増減数	改正後
議会の事務局の職員	人 22	人 0	人 22
市長の事務部局の職員	3,299	△43	3,256
選挙管理委員会の事務局の職員	13	△3	10
監査委員の事務局の職員	15	0	15
消 防 職 員	716	7	723
人事委員会の事務局の職員	10	0	10
農業委員会の事務局の職員	14	△1	13
教育委員会の事務局及び 学校その他の教育機関の職員	551	△10	541
合 計	4,640	△50	4,590

118

相模原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
(総務局)

相模原市人事委員会の設置に伴う人事委員会の委員のサービスの宣誓に係る規定の追加及び政令指定都市への移行に伴う県費負担教職員に係る任命権者の読替規定の削除その他所要の改正をするもの
(H22. 4. 1施行。ただし、人事委員会の設置に伴う改正規定はH22. 1. 14施行)

119	相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について (総務局)	相模原市人事委員会の設置に伴う規定の改正、宿日直手当の見直し、政令指定都市への移行に伴い設置する区長等に係る級別標準職務表の標準職務の規定の改正その他所要の改正をするもの (H22. 4. 1施行。ただし、人事委員会の設置に伴う改正規定はH22. 1. 14施行)				
120	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (総務局)	政令指定都市への移行に伴い設置する人事委員会、土地利用審査会、精神医療審査会及び区の選挙管理委員会の委員の報酬額の設定並びに地域協議会の廃止に伴う委員の費用弁償に係る規定の削除その他所要の改正をするもの (H22. 4. 1施行。ただし、人事委員会の設置に伴う改正規定は、H22. 1. 14施行)				
121	相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について (総務局)	政令指定都市への移行に伴い、新たな行政課題に的確に対応するため、所要の改正をするもの (H22. 4. 1施行)				
122	相模原市児童相談所設置条例について (健康福祉局)	相模原市児童相談所を設置するため、所要の定めをするもの (H22. 4. 1施行) 相模原市児童相談所の概要 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">位 置</td> <td>相模原市中央区淵野辺2丁目7番2号 (現神奈川県相模原児童相談所2階)</td> </tr> <tr> <td>諸 室</td> <td>事務室、心理室、面接室等</td> </tr> </table>	位 置	相模原市中央区淵野辺2丁目7番2号 (現神奈川県相模原児童相談所2階)	諸 室	事務室、心理室、面接室等
位 置	相模原市中央区淵野辺2丁目7番2号 (現神奈川県相模原児童相談所2階)					
諸 室	事務室、心理室、面接室等					
123	相模原市障害者更生相談所設置条例について (健康福祉局)	相模原市障害者更生相談所を設置するため、所要の定めをするもの (H22. 4. 1施行) 相模原市障害者更生相談所の概要 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">位 置</td> <td>相模原市中央区富士見6丁目1番1号 (相模原市総合保健医療センター6階)</td> </tr> <tr> <td>諸 室</td> <td>事務室及び相談室</td> </tr> </table>	位 置	相模原市中央区富士見6丁目1番1号 (相模原市総合保健医療センター6階)	諸 室	事務室及び相談室
位 置	相模原市中央区富士見6丁目1番1号 (相模原市総合保健医療センター6階)					
諸 室	事務室及び相談室					
124	相模原市精神保健福祉センター条例について (健康福祉局)	相模原市精神保健福祉センターを設置するため、所要の定めをするもの (H22. 4. 1施行) 相模原市精神保健福祉センターの概要 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">位 置</td> <td>相模原市中央区富士見6丁目1番1号 (相模原市総合保健医療センター7階)</td> </tr> <tr> <td>諸 室</td> <td>事務室、相談室、会議室及び診察室</td> </tr> </table> ※診察室は、けやき会館3階に設置	位 置	相模原市中央区富士見6丁目1番1号 (相模原市総合保健医療センター7階)	諸 室	事務室、相談室、会議室及び診察室
位 置	相模原市中央区富士見6丁目1番1号 (相模原市総合保健医療センター7階)					
諸 室	事務室、相談室、会議室及び診察室					
125	相模原市精神保健福祉審議会条例について (健康福祉局保健所)	政令指定都市への移行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条第1項の規定に基づき設置する相模原市精神保健福祉審議会の組織及び運営について所要の定めをするもの (H22. 4. 1施行)				

1 2 6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者に係る症状等の報告に関する条例について (健康福祉局)	政令指定都市への移行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第38条の2第3項の規定に基づく任意入院者に係る症状等の報告について所要の定めをするもの (H22. 4. 1 施行)				
1 2 7	相模原市慰霊塔設置に関する条例の一部を改正する条例について (健康福祉局福祉部)	区制の施行に伴う慰霊塔の位置の表示の変更及び管理に係る規定の整理をするもの (区制の施行に伴う位置の表示の変更は、H22. 4. 1 施行、管理に係る規定の整理は、公布日施行)				
1 2 8	相模原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について (健康福祉局福祉部)	相模原市緑福祉事務所の設置、相模原市相模原福祉事務所の名称の変更並びに区制の施行に伴う位置の表示の変更及び福祉事務所の所管区域を区の区域に合わせるための規定の改正をするもの (H22. 4. 1 施行) 相模原市緑福祉事務所の概要 <table border="1" data-bbox="622 952 1364 1075"> <tr> <td data-bbox="622 952 766 1019">位 置</td> <td data-bbox="774 952 1364 1019">相模原市緑区橋本6丁目2番1号 (橋本駅北口第1再開発ビル5階及び6階)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1019 766 1075">諸 室</td> <td data-bbox="774 1019 1364 1075">事務室、相談室及び会議室</td> </tr> </table>	位 置	相模原市緑区橋本6丁目2番1号 (橋本駅北口第1再開発ビル5階及び6階)	諸 室	事務室、相談室及び会議室
位 置	相模原市緑区橋本6丁目2番1号 (橋本駅北口第1再開発ビル5階及び6階)					
諸 室	事務室、相談室及び会議室					
1 2 9	相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について (健康福祉局福祉部)	政令指定都市への移行に伴い、児童福祉に関する事項について、より専門的な調査審議が必要となるため、児童福祉専門分科会に児童部会、児童相談所措置部会及び児童虐待検証部会を設置するための規定の追加その他所要の改正をするもの (H22. 4. 1 施行。ただし、専門分科会の決議は、審議会の決議とする規定の追加並びに用語の整理に係る改正規定は、公布日施行)				
1 3 0	相模原市障害者施策推進協議会条例について (健康福祉局福祉部)	政令指定都市への移行に伴い、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第1項の規定に基づき設置する相模原市障害者施策推進協議会の組織及び運営について所要の定めをするもの (H22. 4. 1 施行)				
1 3 1	相模原市障害者扶養共済制度条例について (健康福祉局福祉部)	障害者を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づき、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者が抱く不安の軽減を図ることを目的とする障害者扶養共済制度について所要の定めをするもの (H22. 4. 1 施行)				

1 3 2	相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保険高齢部)	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、収支の均衡を図るため、国民健康保険税の税率及び軽減額の改正並びに地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)及び地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴う国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正をするもの (H22.4.1施行。ただし、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例、長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例に係る改正規定はH22.1.1施行、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に係る改正規定はH23.1.1施行)																																																											
1 国民健康保険税の税率及び軽減額の改正																																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">税 率</td> <td rowspan="5">医 療 分</td> <td>所得割額</td> <td>100分の4.76</td> <td>100分の5.05</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>100分の5.9</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>23,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額(特定世帯以外)</td> <td>18,000円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額(特定世帯)</td> <td>9,000円</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分</td> <td>所得割額</td> <td>100分の1</td> <td>100分の1.3</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>100分の0.7</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>10,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額(特定世帯以外)</td> <td>4,800円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額(特定世帯)</td> <td>2,400円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介 護 分</td> <td>所得割額</td> <td>100分の1.15</td> <td>100分の1.2</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>100分の1.73</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>6,900円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>5,400円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">医 療 分</td> <td>被保険者均等割額 1人につき</td> <td>16,100円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき</td> <td>12,600円</td> <td>13,440円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目		現 行	改正後	税 率	医 療 分	所得割額	100分の4.76	100分の5.05	資産割額	100分の5.9	廃止	被保険者均等割額	23,000円	—	世帯別平等割額(特定世帯以外)	18,000円	19,200円	世帯別平等割額(特定世帯)	9,000円	9,600円	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	所得割額	100分の1	100分の1.3	資産割額	100分の0.7	廃止	被保険者均等割額	10,000円	—	世帯別平等割額(特定世帯以外)	4,800円	—	世帯別平等割額(特定世帯)	2,400円	—	介 護 分	所得割額	100分の1.15	100分の1.2	資産割額	100分の1.73	廃止	被保険者均等割額	6,900円	—	世帯別平等割額	5,400円	—		医 療 分	被保険者均等割額 1人につき	16,100円	—		世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき	12,600円	13,440円
項 目		現 行	改正後																																																										
税 率	医 療 分	所得割額	100分の4.76	100分の5.05																																																									
		資産割額	100分の5.9	廃止																																																									
		被保険者均等割額	23,000円	—																																																									
		世帯別平等割額(特定世帯以外)	18,000円	19,200円																																																									
		世帯別平等割額(特定世帯)	9,000円	9,600円																																																									
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	所得割額	100分の1	100分の1.3																																																									
		資産割額	100分の0.7	廃止																																																									
		被保険者均等割額	10,000円	—																																																									
		世帯別平等割額(特定世帯以外)	4,800円	—																																																									
		世帯別平等割額(特定世帯)	2,400円	—																																																									
	介 護 分	所得割額	100分の1.15	100分の1.2																																																									
		資産割額	100分の1.73	廃止																																																									
		被保険者均等割額	6,900円	—																																																									
		世帯別平等割額	5,400円	—																																																									
		医 療 分	被保険者均等割額 1人につき	16,100円	—																																																								
	世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき		12,600円	13,440円																																																									

減額	軽	7割軽減世帯	世帯別平等割額 (特定世帯) 1世帯につき	6,300円	6,720円	
			後期高齢者均等割額 1人につき	7,000円	—	
			世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき	3,360円	—	
			世帯別平等割額 (特定世帯) 1世帯につき	1,680円	—	
			介護分	被保険者均等割額 1人につき	4,830円	—
				世帯別平等割額 1世帯につき	3,780円	—
	減	5割軽減世帯	医療分	被保険者均等割額 1人につき	11,500円	—
				世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき	9,000円	9,600円
				世帯別平等割額 (特定世帯) 1世帯につき	4,500円	4,800円
			介護分	被保険者均等割額 1人につき	5,000円	—
				世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき	2,400円	—
				世帯別平等割額 (特定世帯) 1世帯につき	1,200円	—
額	2割軽減世帯	医療分	被保険者均等割額 1人につき	4,600円	—	
			世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき	3,600円	3,840円	
			世帯別平等割額 (特定世帯) 1世帯につき	1,800円	1,920円	

		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">後期 高齢者 支援金等分</td> <td>被保険者均等割額 1人につき</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき</td> <td>960円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額 (特定世帯) 1世帯につき</td> <td>480円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護分</td> <td>被保険者均等割額 1人につき</td> <td>1,380円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額 1世帯につき</td> <td>1,080円</td> <td>—</td> </tr> </table>	後期 高齢者 支援金等分	被保険者均等割額 1人につき	2,000円	—	世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき	960円	—	世帯別平等割額 (特定世帯) 1世帯につき	480円	—	介護分	被保険者均等割額 1人につき	1,380円	—	世帯別平等割額 1世帯につき	1,080円	—
後期 高齢者 支援金等分	被保険者均等割額 1人につき	2,000円		—															
	世帯別平等割額 (特定世帯以外) 1世帯につき	960円		—															
	世帯別平等割額 (特定世帯) 1世帯につき	480円	—																
介護分	被保険者均等割額 1人につき	1,380円	—																
	世帯別平等割額 1世帯につき	1,080円	—																
		<p>備考</p> <p>7割軽減世帯 総所得金額等の合算額が33万円を超えない世帯</p> <p>5割軽減世帯 総所得金額等の合算額が33万円に世帯主以外の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5千円を加算した額を超えない世帯</p> <p>2割軽減世帯 総所得金額等の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した額を超えない世帯</p> <p>2 地方税法の改正に伴う国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正</p> <p>(1) 上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例</p> <p>(2) 長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例</p> <p>(4) 先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例</p>																	
133	相模原市立児童館条例の一部を改正する条例について (健康福祉局こども育成部)	<p>区制の施行に伴う児童館の位置の表示及び四谷児童館の名称の変更をするもの</p> <p>(H22.4.1施行)</p>																	
134	相模原市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保健所)	<p>相模原市緑保健センターの設置並びに区制の施行に伴う保健所及び保健センターの位置の表示の変更をするもの</p> <p>(H22.4.1施行)</p> <p>相模原市緑保健センターの概要</p> <table border="1"> <tr> <td>位 置</td> <td>相模原市緑区橋本6丁目2番1号 (橋本駅北口第1再開発ビル5階)</td> </tr> <tr> <td>諸 室</td> <td>事務室、相談室</td> </tr> </table>	位 置	相模原市緑区橋本6丁目2番1号 (橋本駅北口第1再開発ビル5階)	諸 室	事務室、相談室													
位 置	相模原市緑区橋本6丁目2番1号 (橋本駅北口第1再開発ビル5階)																		
諸 室	事務室、相談室																		

135	相模原市動物の愛護及び管理に関する条例について (健康福祉局保健所)	人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資するため、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理について所要の定めをするもの (H22. 4. 1施行)
136	相模原市消費生活条例について (市民局市民活力推進部)	市民が安全で安心できる消費生活を確保し、将来にわたりその安定と向上を図ることを目的に、消費者の権利の確立と自立のため、市が実施する施策について所要の定めをするもの (H22. 4. 1施行)
137	地域自治区の設置に関する協議書等の一部を改正する条例について (市民局市民活力推進部)	政令指定都市への移行及びこれに基づく区の設置を活用した本市における都市内分権の推進のため、地域自治区の設置期間の変更その他所要の改正をいたしたく、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の5第4項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第4項の規定により提案するもの (公布日施行)
138	工場立地法に基づく地域準則条例について (環境経済局経済部)	政令指定都市への移行に伴い、工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例(平成12年神奈川県条例第63号)に代えて適用する相模原市内の特定工場に対する緑地面積及び環境施設面積の割合等について所要の定めをするもの (H22. 4. 1施行)
139	相模原市各農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について (環境経済局経済部)	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第4項の規定により、相模原市西農業委員会を廃止してその所管区域を相模原市東農業委員会に含ませ、相模原市東農業委員会を相模原市農業委員会とすることに伴い、条例の題名の改正、相模原市東農業委員会及び相模原市西農業委員会の選挙による委員の定数の規定の削除並びに相模原市農業委員会の選挙による委員の定数を30人とする規定の追加をするもの (H22. 3. 1施行)
140	相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例について (環境経済局経済部)	農業委員会の委員の偏在を防止するため、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第10条の2第2項及び第3項の規定により相模原市農業委員会の選挙による委員を選挙すべき選挙区の名称、選挙区の区域及び選挙区において選挙すべき委員の定数について規定するもの (H22. 3. 1施行)

1 4 1	相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について (環境経済局資源循環部)	循環型社会の形成に向けて市民、事業者及び市が一体となって廃棄物の減量化及び資源化をより一層推進するため、市民、事業者及び市の取組を明確化する規定、資源の持ち去り行為の禁止の規定、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進の規定並びに産業廃棄物の不適正処理の防止対策の規定の追加その他所要の改正をするもの (H 2 2. 4. 1 施行。ただし、資源ごみの持ち去り禁止命令に違反した者に対する罰則規定は、H 2 2. 7. 1 施行)
1 4 2	相模原市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり計画部)	政令指定都市への移行により都市計画審議会が必置となることに伴い、設置規定から趣旨規定への変更、同審議会の委員構成の規定から神奈川県職員の削除その他所要の改正をするもの (H 2 2. 4. 1 施行)
1 4 3	相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり事業部)	区制の施行に伴う相模原市営自動車駐車場の位置の変更並びに自動車駐車場の利用促進を図るための平日割引料金の設定及び回数駐車券の割引にかかる規定の改正をするもの (H 2 2. 4. 1 施行)
1 4 4	相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例について (都市建設局土木部)	篠原簡易水道を牧野中央簡易水道に統合することに伴う篠原簡易水道に係る規定の削除、簡易水道の加入金の納入を除外する規定の追加、区制の施行に伴う給水区域の位置の変更その他所要の改正をするもの (H 2 2. 4. 1 施行。ただし、簡易水道の加入金の納入を除外する規定の追加及び用語の整理に係る改正規定は、公布日施行)
1 4 5	相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について (都市建設局土木部)	政令指定都市への移行に伴い、相模原市で管理することとなる国道及び県道の占用の許可に係る占用料の額の取扱いについての経過措置の規定の追加その他所要の改正をするもの (H 2 2. 4. 1 施行。ただし、別表及び同表備考 5 の改正規定は、公布日施行)
1 4 6	相模原市選挙公報に関する条例の一部を改正する条例について (選挙管理委員会)	政令指定都市への移行により区選挙管理委員会を設置することに伴い、選挙公報の掲載文の申請及び配布に係る規定の改正その他所要の改正をするもの (H 2 2. 4. 1 施行)
1 4 7	相模原市議会議員及び相模原市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について (選挙管理委員会)	政令指定都市への移行により区選挙管理委員会を設置することに伴い、ポスター掲示場の総数の減少に係る規定の改正その他所要の改正をするもの (H 2 2. 4. 1 施行)

148	相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について (選挙管理委員会)	公職選挙法(昭和25年法律第100号)の改正による相模原市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る規定の追加、政令指定都市への移行により区の選挙管理委員会を設置することに伴う規定の改正その他所要の改正をするもの (H22.4.1施行)
149	相模原市消防本部等設置条例の一部を改正する条例について (消防局)	区制の施行に伴う消防本部等の位置の表示の変更並びに相模原消防署、南消防署及び北消防署の管轄区域を区の区域に合わせるための規定の改正をするもの (H22.4.1施行)
150	工事請負契約の変更に ついて (企画財政局財務部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事の名称 公共下水道鳥屋太井汚水幹線整備工事 2 工事の場所 相模原市津久井町根小屋2887番3地先から太井365番2地先まで 3 契約の相手方 丸豊建設・木本建興・富士土建共同企業体 代表者 丸豊建設株式会社 代表取締役 広田寅彦 4 本契約締結日 平成20年9月30日 5 変更事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約金額 変更前 549,220,350円 変更後 614,716,200円 (2) 履行期限 変更前 本契約締結の日から547日以内 変更後 本契約締結の日から653日以内 6 変更の理由 公共下水道鳥屋太井汚水幹線整備工事の施工場所において、シールド掘進中、現在の刃口では破碎できない硬い層に当たったため、硬い層の掘進に対応できる刃口を新たに製作し、交換する必要が生じたことから、掘進完了までに要する経費を増額するとともに工事期間の延長が必要となったため、契約金額の増額及び履行期限の延長をするもの
151	不動産の処分について (市民局市民活力推進部)	<p>土地の処分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所在及び地番 相模原市津久井町三ケ木字原替戸791番5 2 地目 雑種地 3 地積 200平方メートル 4 処分の方法 無償譲渡 5 相手方 相模原市津久井町三ケ木791番地4 自治会法人原替戸自治会 会長 内田淑子

152	神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市との境界変更について (総務局)	<p>神奈川県相模原市と東京都町田市との境界に係る境川の改修に伴い、両市の境界を変更することについて総務大臣に申請するもの</p> <p>1 変更区域 相模原市上鶴間本町八丁目、東淵野辺二丁目、淵野辺本町二丁目、淵野辺本町三丁目及び淵野辺本町五丁目の一部並びに町田市木曾西一丁目、木曾町字十九号、木曾町字二十号、根岸町字十九号、根岸町字二十号、根岸町字二十二号、根岸町字二十三号、根岸町字二十四号及び矢部町字二十四号の一部</p> <p>2 効力発生予定日 平成22年12月1日</p> <p>3 異動面積</p> <table border="1" data-bbox="663 629 1409 792"> <thead> <tr> <th></th> <th>異動面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田市から相模原市へ</td> <td>10,560.76㎡</td> </tr> <tr> <td>相模原市から町田市へ</td> <td>16,899.53㎡</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△6,338.77㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 異動住民等</p> <table border="1" data-bbox="663 831 1409 1037"> <thead> <tr> <th></th> <th>住民</th> <th>地権者 (民地のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田市から相模原市へ</td> <td>0人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>相模原市から町田市へ</td> <td>24人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△24人</td> <td>△18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 相模原市から町田市への異動は、上記のほか法人1あり</p>		異動面積	町田市から相模原市へ	10,560.76㎡	相模原市から町田市へ	16,899.53㎡	増減	△6,338.77㎡		住民	地権者 (民地のみ)	町田市から相模原市へ	0人	2人	相模原市から町田市へ	24人	20人	増減	△24人	△18人
	異動面積																					
町田市から相模原市へ	10,560.76㎡																					
相模原市から町田市へ	16,899.53㎡																					
増減	△6,338.77㎡																					
	住民	地権者 (民地のみ)																				
町田市から相模原市へ	0人	2人																				
相模原市から町田市へ	24人	20人																				
増減	△24人	△18人																				
153	相模原市と町田市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について (総務局)	<p>相模原市と町田市との境界変更に伴い、財産の処分について同市と協議するもの</p> <p>協議の内容</p> <p>1 相模原市が所有する土地のうち町田市に編入することとなる区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後は町田市に帰属する。</p> <table border="1" data-bbox="663 1397 1393 1518"> <thead> <tr> <th>地番</th> <th>面積</th> <th>地目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模原市上鶴間本町八丁目301番2の一部</td> <td>48.14㎡</td> <td>公衆用道路</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 上記の土地の地番及び地目は、平成21年9月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。</p> <p>2 町田市が所有する土地のうち相模原市に編入することとなる区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後は相模原市に帰属する。</p> <table border="1" data-bbox="663 1720 1393 1841"> <thead> <tr> <th>地番</th> <th>面積</th> <th>地目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田市木曾西一丁目2377番2の一部</td> <td>37.91㎡</td> <td>公衆用道路</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 上記の土地の地番及び地目は、平成21年9月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。</p> <p>3 町田市が所有する相模原市に存する土地のうち町田市に編入することとなる区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後も町田市に存置する。</p>	地番	面積	地目	相模原市上鶴間本町八丁目301番2の一部	48.14㎡	公衆用道路	地番	面積	地目	町田市木曾西一丁目2377番2の一部	37.91㎡	公衆用道路								
地番	面積	地目																				
相模原市上鶴間本町八丁目301番2の一部	48.14㎡	公衆用道路																				
地番	面積	地目																				
町田市木曾西一丁目2377番2の一部	37.91㎡	公衆用道路																				

地番	面積	地目
相模原市淵野辺本町五丁目795番4	154m ²	雑種地

備考 上記の土地の地番、面積及び地目は、平成21年9月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

- 4 町田市が所有する相模原市に存する土地のうち町田市に編入することとなる区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後も町田市に存置する。

地番	面積	地目
相模原市淵野辺本町五丁目671番4	26m ²	雑種地

備考 上記の土地の地番、面積及び地目は、平成21年9月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

- 5 相模原市が所有する中里橋(人道橋)のうち町田市に編入することとなる区域内に存することとなる部分については、境界変更後は町田市に帰属する。
- 6 現行政界までを両市が区分所有する両国橋のうち町田市に編入することとなる区域内に存することとなる相模原市の所有に係る部分については、境界変更後は町田市に帰属する。
- 7 相模原市が所有する公共下水道施設のうち町田市に編入することとなる区域内に存することとなる相模原市所有の公共下水道施設及び町田市の区域内において当該公共下水道施設に連続する相模原市所有の公共下水道施設については、境界変更後は町田市に帰属する。

154 町の区域の変更について
(市民局市民活力推進部)

相模原市と町田市との境界変更に伴い、町の区域を変更するもの
(施行の日は、境界変更の日)

町名	左の区域に編入される区域
東淵野辺二丁目	町田市木曾西一丁目の一部
淵野辺本町二丁目	町田市根岸町字二十三号及び字二十四号並びに矢部町字二十四号の各一部
淵野辺本町三丁目	町田市根岸町字二十二号及び字二十三号の各一部
淵野辺本町五丁目	町田市木曾町字十九号及び字二十号並びに根岸町字十九号、字二十号及び字二十二号の各一部

155 住居表示の市街地区域について
(市民局市民活力推進部)

相模原市と町田市との境界変更に伴い、同市から編入されることとなる区域について、住居表示を実施するため、市街地区域として定めるもの
(施行の日は、境界変更の日)

156	専決処分の承認について (企画財政局財務部)	<p>平成21年度相模原市一般会計補正予算(第6号)</p> <table border="1" data-bbox="636 230 1402 353"> <thead> <tr> <th data-bbox="636 230 884 271">補正前の額</th> <th data-bbox="884 230 1131 271">補正額</th> <th data-bbox="1131 230 1402 271">補正後の額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="636 271 884 311">千円</td> <td data-bbox="884 271 1131 311">千円</td> <td data-bbox="1131 271 1402 311">千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="636 311 884 353">216,569,000</td> <td data-bbox="884 311 1131 353">362,000</td> <td data-bbox="1131 311 1402 353">216,931,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>新型インフルエンザ予防接種に係る低所得者の負担軽減措置に要する経費について予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため専決処分したもの</p> <p>(専決処分日H21.10.19専決処分)</p>	補正前の額	補正額	補正後の額	千円	千円	千円	216,569,000	362,000	216,931,000
補正前の額	補正額	補正後の額									
千円	千円	千円									
216,569,000	362,000	216,931,000									
157	指定管理者の指定について (健康福祉局福祉部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立南障害者地域活動支援センター 2 指定管理者 所在地 相模原市陽光台2丁目8番8号EMビル201 名称 特定非営利活動法人エヌピーオーかむ 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで 									
158	指定管理者の指定について (環境経済局経済部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立藤野やまなみ温泉 2 指定管理者 所在地 相模原市藤野町牧野4231番地5 名称 牧野地域振興協議会グループ 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで 									
159	指定管理者の指定について (都市建設局まちづくり計画部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 南台団地 2 指定管理者 所在地 相模原市相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F 名称 共同企業体ウイツ 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで 									
160	全国自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議について (企画財政局財務部)	<p>当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する当せん金付証票に関する事務を共同して管理し執行する全国自治宝くじ事務協議会に平成22年4月1日から加入することについて、関係都道府県及び市と協議いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定においてその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により提案するもの</p>									

161	関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議について (企画財政局財務部)	当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する当せん金付証票に関する事務を共同して管理し執行する関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に平成22年4月1日から加入することについて、関係道、県及び市と協議いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定においてその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により提案するもの		
162	当せん金付証票の発売限度額について (企画財政局財務部)	平成22年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証票を発売するために総務大臣の許可を受けるに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するもの		
163	児童の一時保護の事務委託に関する協議について (健康福祉局)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、平成22年4月1日から神奈川県に児童の一時保護に関する事務を委託することについて同県と協議するもの		
164	相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する協議について (市民局市民活力推進部)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、平成22年4月1日から町田市と証明書の交付等の事務を相互に委託することについて同市と協議するもの		
165	平成21年度相模原市一般会計補正予算(第7号) (企画財政局財務部)	補正前の額	補正額	補正後の額
		千円	千円	千円
		216,931,000	1,657,000	218,588,000
166	平成21年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (企画財政局財務部)	69,605,000	3,000	69,608,000
		事業勘定	69,341,000	—

		直営診療勘定	264,000	3,000	267,000
167		平成21年度相模原市 下水道事業特別会計補 正予算(第2号) (企画財政局財務部)	20,341,000	△103,900	20,237,100
168		平成21年度相模原市 介護保険事業特別会計 補正予算(第1号) (企画財政局財務部)	26,357,000	71,800	26,428,800
報告番号	件名(担当)	主 な 内 容			
19	専決処分の報告につい て (総務局)	相模原市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条 例 (H21.10.29専決処分。H21.10.30施行) 消防法(昭和23年法律第186号)の改正に伴う条項の移動 に対応する部分の整理をするもの			
20	専決処分の報告につい て (総務局)	本市消防自動車による交通事故に係る損害賠償額 (53,685円)の決定の専決処分			
		本市小型乗用車による交通事故に係る損害賠償額 (104,927円)の決定の専決処分			
		道路管理に係る損害賠償額 (70,193円)の決定の専決処分			
		道路管理に係る損害賠償額 (61,478円)の決定の専決処分			

付議予定案件 条例 2件 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例等の一部を改正す
る条例について
人事 6件 人権擁護委員の候補者の推薦について(3件)
人事委員会委員の選任について(3件)